

平成29年12月26日(火)

於・特許庁庁舎7階 庁議室

産業構造審議会知的財産分科会

第24回特許制度小委員会速記録

特 許 庁

目 次

1. 開	会	1
2. 取りまとめ案に関する議論	2	
3. 閉	会	26

1. 開 会

○川上制度審議室長 定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産分科会第24回特許制度小委員会を開催させていただきたいと思います。

本日は御多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただいております特許庁制度審議室長の川上と申します。どうぞよろしくお願いたします。

議事に入るに際しまして、委員の皆様にお願がございます。御発言をいただく際は、声に反応してマイクが作動するようになっておりますので、指名されましたら、できるだけマイクに口元を近づけて御発言いただくよう、よろしくお願いたします。

議事の進行については高林委員長にお願したいと思います。

○高林委員長 ありがとうございます。

本日は浅見委員、宮島委員、山本敬三委員が御欠席でございます。佐藤委員は早目に御退席と伺っておりますので、御発言がありましたならば、早目にお願いたします。

○川上制度審議室長 プレスの皆様、撮影はここまでとさせていただきますので、御退室、よろしくお願いたします。

○高林委員長 本日の議題に入る前に、宗像長官は海外出張が入って中座されるということですので、御挨拶を頂戴できればと思います。

○宗像長官 皆様、この度は年末のお忙しいところをお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

今回の小委員会では、前回までの議論と、事前に委員の方々のところに事務方が回らせていただきましたのですけれども、その際にいただいた御意見を踏まえまして報告書の案を作成いたしました。報告書の案をお持ちして、いただいた御意見を反映できるものを反映するという手を入れて作成いたしましたので、今日、改めて御確認いただいた上で、また忌憚のない御意見を賜ればと思います。

大変申し訳ございませんが、今日この後、出張がありまして中座をさせていただきますけれども、御議論のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○高林委員長 ありがとうございます。

長官は中国に御出張だそうですので、お気をつけて行ってらっしゃいませ。

続きまして、具体的な審議に先立ちまして、議事の運営等について事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 配布資料の確認をさせていただきたいと思います。

経済産業省の方針としてペーパーレス化を推進しておりますことから、本日の審議会におきましては、議事次第、配布資料一覧、委員名簿、それから、資料「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて（案）」の計3種類の資料のデータについてはタブレットで御覧をいただきまして、座席表及び「タブレットの使い方について」はお手元に紙で配布することとしております。タブレットの使用方法に関しましては、お手元の「タブレットの使い方」を御覧いただければと思います。操作でお困りになった場合には、合図していただければ担当のものが対応いたしますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本会議は原則として公開とさせていただいております。また、配布資料、議事要旨及び議事録も原則として公開といたしますので、よろしくお願いをいたします。

○高林委員長 ありがとうございます。

2. 取りまとめ案に関する議論

○高林委員長 最初に、議題「取りまとめ案に関する議論」について、資料「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて（案）」をもとに、事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきたいと思います。

資料は、最初に、これまでの開催経緯が2ページほど記載されておまして、その後に委員名簿、それから目次とございます。その後のページ1と書いてあります「はじめに」というところを御覧いただければと思います。ここでは、今般の制度見直しの検討の背景について説明をしております。

昨今、IoTの普及によりまして第四次産業革命が急速に進展しているわけですが、けれども、そういう中で特許をめぐる権利関係が複雑化しており、ライセンス交渉に要す

る手間と労力が増大しているといったこと、それから、特に標準必須特許については新たな問題が生じてきていること。そういう中で、政府としては「知的財産推進計画2017」の中で、第四次産業革命に対応した知財・標準化戦略の一体的推進あるいは知的財産紛争処理システムの基盤整備に取り組んでいくことになっておりまして、この特許制度小委員会では、これを受けて審議が行われてきたといった経緯について書かせていただいております。

それから、次の2ページ目を御覧いただければと思います。ここは標準必須特許をめぐる課題と制度的対応ということでございます。ここについては、これまで議論もいろいろ変遷がございましたので丁寧に記載をさせていただきます。近年、IoTの浸透によりまして、標準必須特許をめぐる環境が大きく変化しているといったことについて書かせていただいております。

第一に、ライセンス交渉の当事者が変化しているということでございます。従来でありますと、標準必須特許をめぐるライセンス交渉は通信業界の企業同士でございましたけれども、IoTの浸透によりまして、これが通信業界の企業と最終製品メーカーですとかサービス業界の企業ということで異業種間の交渉になってきているということ、それから、近年、事業を自ら実施しない権利者が紛争当事者となるケースも見られるようになってきているわけでございます。

こういった当事者の変化に伴いまして、第二にライセンス交渉の態様にも変化が生じてきているということでございます。従来は通信業界の企業同士ということでございましたので、例えばクロスライセンスによる解決が可能であったり、当事者間でおおむね相場観というのが一致していたわけでございますけれども、これが異業種間の交渉となりますと、クロスライセンスによる解決が困難になっていたり、相場観についての乖離が生じてきているということでございます。

こうした状況を受けて政府としては、標準必須特許が差し止められるという、いわゆるホールドアップのリスクを回避する対応策ということで、「知的財産推進計画2017」の中で標準必須特許裁定について検討を進め、具体的な結論を得て必要な措置を講ずるといったことが明記されたということでございます。

その後の部分で、この裁定制度についての検討について記載をさせていただきます。標準必須特許裁定制度については、この小委員会の場でも産業界の方からヒアリングをさせていただいたわけでございますけれども、その中で例えば交渉態度が不誠実な者に対しては迅

速に拘束力を持って問題解決できるような仕組みが必要であるといった意見もございました。

他方で、こういう不誠実な実施者が制度を悪用、濫用するおそれですとか、その実効性の問題、TRIPS協定との関係についての懸念、そして特許庁が対価を算定することへの懸念、こういった意見も出されたところでございます。また、制度を導入するにしても裁定を発動する場面を限定すべきでありますとか、途上国の強制実施権とは別物であるということ、これを正確に對外発信する必要があるのではないか、こういった意見も出されたところでございます。

こういった産業界の意見を踏まえまして、この委員会で裁定制度について御議論いただいたわけですが。幾つかの課題ということで、例えば裁定制度は実施者側のみが請求できるような制度であること、日本の特許権のみを対象とすることでグローバルな解決には必ずしもつながらないのではないか、特許庁が個別に適切なライセンス条件を設定できるのか疑問視するような声が多く聞かれること、途上国による強制許諾導入の先例とされるような可能性も含めて国際的にも懸念する声が強いか、それから、TRIPS協定に抵触するとの指摘があります。こういった課題が存在するというところで、これらの課題を解消できない限り、その導入は困難であるという結論に至ったと整理をさせていただいております。

他方で、標準必須特許に係る紛争については内外の判例の蓄積が進んでおります。また、ホールドアップの懸念に対しても、標準必須特許による差止めが認められるのは限られたケースのみであるといった考えに国際的にも収斂してきている。それから、パテントトロールの活動も落ち着きつつある。こういうことも踏まえて、この委員会においては3つの視点から御議論をいただきました。

1つは権利者と実施者のバランスへの配慮、それから迅速かつグローバルな解決が図られるものであるということと、当事者にとっての予見可能性、安定性の確保、こういった3つの視点が必要という認識のもとで御議論いただいた結果として、1つは国際的に通用するような、かつ権利者と実施者のバランスにも配慮したガイドラインを策定すること、2つ目は特許庁の技術的知見を生かした判定制度を活用した標準必須性に係る判断の実施、これによって、ライセンス交渉の円滑化ですとか、紛争解決の迅速化を図ることが適切ではないかという結論に至ったと整理をさせていただいております。

その後の部分で、まずガイドラインの考え方について整理をさせていただいております。これは新たな規制を導入するものではなくて、世界の判例動向を整理して、例えばどうい

うふうに行動すれば誠実な交渉態度と認められて差止めを回避できるか、こういったことを分かりやすく示すことで円滑な交渉を促進するものであるといった考え方ですとか、これが国境を越えて説得力を持つためには事実を客観的に整理して記述することが効果的であるといった考え方を書かせていただいております。

また、このガイドラインが中小企業から大企業まで幅広く活用されることを期待するということですか、取りまとめ後においても随時改訂をしながら、生きたガイドラインで在り続けることが望ましいと、こういった考え方を書かせていただいております。

その後のパラグラフで標準必須性の判定の考え方について書かせていただいております。この標準必須性については、特許庁が公正・中立な立場から標準必須性について争っている当事者の主張・立証に基づき、標準規格文書から特定される仮想対象物品等が特許権の技術的範囲に属するかどうかの判断を公に示すことで、その予見可能性ですとか透明性の向上を図っていくということを書かせていただいております。

次のパラグラフでは、こういった紛争解決におきましてADRが有効であるといった内容を書かせていただいております。特に標準必須特許をめぐる紛争は多数の特許権が対象になるということでありますので、こうした紛争の早期解決に向けましては、調停ですとか、仲裁といったADRの利用を促進することが有効であるといった内容ですとか、特に仲裁については国際的な強制執行も可能であるということ、国際仲裁の利用促進が図られることが期待されるといったような形でまとめさせていただいております。

次のページをおめぐりいただきますと、2. 中小企業向け知財紛争処理システムについてまとめさせていただいております。このテーマについては、この小委の場で6月に御議論をいただいたわけですが、ADRというのは中小企業が利用しやすい知財紛争処理システムということ、有効な手段であるということ、中小企業向けのADR制度の拡充方法について御議論をいただきました。そのときに事務局側から2つの案ということでお示しをさせていただいております。1つは特許庁に独自にあっせん機関を設ける案、もう一つは民間ADR機関と特許庁が連携することで、官民一体で紛争解決を支援する。こういう2つの案について御議論をいただいたところでございます。

1つ目の案については、行政が新たにADR制度を創設するということが非効率であるといった意見が出されたところでございます。他方で、2つ目の案についても、民間ADR機関が特許庁に対して手続が一部簡素化された判定を依頼できるという、こういう制度について御議論をいただいたわけですが、これについても実需がどこまであるのか、逆に当該

機関の信頼性が損なわれてしまうおそれがあるのではないかとということで、慎重に検討する必要があるといった意見が出されたところでございます。こうした審議を踏まえまして、この取りまとめの中では、現時点で結論を急ぐことなく今後の動向を注視しつつ、引き続き議論を継続していくという形でまとめさせていただいております。

次のページ、3. 証拠収集手続の強化でございます。この論点については、今年の3月に我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けてという報告書を審議会場で取りまとめいただいたところでございます。これらの事項について、さらなる検討を行っていた結果を整理したところでございます。

まず(1)書類提出命令の必要性判断におけるインカメラ手続の導入ということでございます。現行の特許法におけるインカメラ手続は、書類の所持者が書類提出を拒むことについての正当な理由の有無に関する判断についてのみ行われているわけですけれども、特許権等の侵害訴訟というのは証拠の偏在性が強いといったようなことで、被疑侵害者に証拠を提出させる手続を強化する必要があるということが指摘されてきたところでございます。こうした問題意識を踏まえて、次のページでございますけれども、書類提出命令の申立てがあった場合に、当該書類が侵害行為の立証等のために必要な書類であるか否かを裁判所が判断するためのインカメラ手続を導入するべきであるといった形で記載させていただいております。

それから、(2)訴え提起後における公正・中立な第三者である技術専門家の関与ということでございます。近年、特許権侵害の有無ですとか、営業秘密性を判断することが難しくなっているといったことに鑑みまして、インカメラ手続において裁判所が専門的知見を必要とするときは技術専門家を手続に関与させるべきであるということで書かせていただいております。インカメラに関与させる技術専門家としては、具体的に民事訴訟法に基づく専門委員ですね、これは民事訴訟法の中で秘密保持義務を課されています。こういう専門委員の活用が考えられるのではないかとということで、裁判所が必要と認める場合におきましては、当事者の同意を要件とした上でインカメラ手続に専門委員に関与させることを可能とするべきであるという形で書かせていただいております。

それから、(3)訴え提起前において、第三者の技術専門家が執行官に同行する制度でございます。これについては現行の民事訴訟法において、裁判所が、訴え提起前の証拠収集書類について、まず専門的な知識、経験を有する者に意見の陳述を囑託することができるといった規定と、執行官に対して現況調査を命ずることができる。こういったことは既

に可能となっております。こういった制度を前提とすると、第三者の技術専門家が執行官に同行して技術的なサポートを行うことができるのではないかとということでまとめさせていただいております。また、この技術専門家の秘密保持についても秘密保持契約という形で対応することができるのではないかとということでございます。

最後の部分で、この証拠収集手続の強化については、実用新案ですとか、商標や意匠についても近年、侵害対応の多様化が進む中で利用の可能性があるということで、併せて措置するべきであるといった形で書かせていただいております。

4. 新規性喪失の例外期間の延長でございます。現行の特許法におきましては、一定の事由に起因して発明の新規性が喪失された場合については、グレース・ピリオドということで、6か月以内に特許出願を行えば例外的に新規性が喪失されないということを定めているわけでございますけれども、オープン・イノベーションの活発化という中で、本人以外の者による公開によって新規性を喪失するリスクが高まっている状況ですとか、中小企業ですとか大学研究者のような、必ずしも知財制度に精通していない方々を適切に救済するという観点から、このグレース・ピリオドを6か月から1年に延長すべきであるという形でまとめさせていただいております。これについても、一番下でございますけれども、実用新案について同様に措置することと、意匠についてもグレース・ピリオドを6か月から1年に延長するべきであるという形でまとめさせていただいております。

それから、5. 中小企業の特許料及び手数料の一律半減制度の導入でございます。現行の特許法におきましては、赤字法人や中小ベンチャーに対する軽減措置が講じられていたり、特許法以外の法律におきましても研究開発型の中小企業等に対する軽減措置が講じられていたりするわけですが、依然として、中小企業の知財利用は必ずしも十分とはいえない状況でございます。政府として中小企業による知的財産の活用を推進しているところでございますけれども、中小企業からの審査請求の中で軽減申請を行った企業の割合は3分の1にとどまっているという状況でございます。

次のページでございますけれども、こういった利用が少ない原因としては3点ほど書かせていただいております。対象企業が限定されていること、手続が煩雑であるということ、この軽減制度の認知不足といった要因が挙げられるのではないかとということでございます。今般、中小企業を一律に対象とした特許料及び手数料の軽減制度を特許法で措置することと、手続の簡素化を図るということで、中小企業による知財の有効活用を一層促進するべきということでまとめさせていただいております。最後の部分は、特許特会を収支

相償で運営するということから、今般の軽減制度導入と併せて、少なくとも減収見込み額見合いの料金の引き上げを行うべきであるといった形で書かせていただいております。

それから、6. 判定における営業秘密の保護でございます。判定制度については、営業秘密が記載された書類でありまして閲覧等は制限されておりませんので、企業にとりましては現行の判定制度を十分に活用しにくい状況が生じているのではないかということで、ここでは判定に関する書類に営業秘密が記載されているような場合には、当事者の申し入れによりまして当該の書類の閲覧等を制限するべきであるといったことを書かせていただいております。

最後に、7. クレジットカードを利用した特許料等及び手数料納付制度の導入でございます。現行の納付方法については印紙ですとか、印紙予納、現金納付、電子現金納付、口座振替といったものが認められておりますけれども、既に公金分野の支払いではクレジットカードの利用が進展していることですとか、あるいは海外の運用を見てもクレジットカードの納付を認めているといったことに鑑みまして、今般、クレジットカードによる納付を認めるべきであるとまとめさせていただいております。

以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。

開催経緯にありますように、昨年の6月から皆様方と度重なる協議を経てきた結果を事務局が案としてまとめたということでございます。

本日は14時30分までということですが、今から1時間ほどの時間がございますので、目次にありますとおり、テーマとしては「はじめに」も含めて7つありますが、大きい小さいでいいますと、大きなところは標準必須特許をめぐる課題と制度的対応のところ、それから、証拠収集手続の強化の点などが一番大きなところかなと思います。その他のところも、7つに分かれて案が作成されておりますので、どこからでも結構ですが、順序でいいますと、標準必須特許をめぐる課題と制度的対応というところがトップに来ておりますので、そこからでもよろしいかと思いますが、御自由に案に対する御意見などありましたらお願いいたします。

私もちょうど先週の土曜日に中国に行ってまいりました。国際的なシンポジウムというか、一带一路とかいって中国も非常にリードしているなど、その大きなテーマが国家標準ですね。標準の必須特許について司法解釈とか、北京市高級人民法院がガイドラインのようなもの作っているなどということも議論されておりまして、このテーマは世界で共通す

る関心事なんだなと実感して帰ってきたばかりでございます。その辺、審議会としての方向性が示されているわけですが、いかがでしょうか。

最初に、萩原委員はいかがでしょう。

○萩原委員 ありがとうございます。

基本的に、標準必須特許のところは、こういう方向性でよろしいのかなと思っています。

それをお願いなんです。例えば3ページにアメリカの司法省のコメントというか発信情報とか、次のページに欧州委員会が出したいいわゆるコミュニケーション、この原本というのか、そこを見られるように脚注か何かで示していただければ、すごくありがたいなと思います。他にもあるかもしれませんがね。それが1つ。

もう一つは、パブコメの結果を普通は公表していただけるのではないかなと思うんですけど、どういうふうに扱われるのか教えていただきたいと思います。

○高林委員長 今の点について。

○川上制度審議室長 脚注については、御指摘のとおり、配慮させていただくようにします。

パブコメの結果については、通常ですと、いただいたパブリックコメントに対して、どういう対応をしたかというのを整理したものをお示するという形で対応させていただくということであります。

○萩原委員 ある意味、ガイドラインの作成とセットになってくるのかなと思っています。

○川上制度審議室長 ガイドラインのパブコメと報告書のパブコメは別のトラックで進めさせていただくというふうに考えております。この報告書については今般、仮に御了承いただければ速やかにパブリックコメントにかけさせていただきますけども、ガイドラインについては、年初に取りまとめをしてパブリックコメントにかけさせていただいて、来年の春頃をめどにしてまとめさせていただくということなので、ちょっと違うトラックで進めさせていただこうと考えています。

○萩原委員 分かりました。ありがとうございます。

○高林委員長 本日の審議会が終了した後の予定について、私も関心事でありまして事務局にも申し上げているところですが、今回、案が成案として成立した場合にはパブリックコメントをかける。その結果がどのようになったかということとあわせて、ガイドラインもある程度の案ができれば外に示すわけでしょうから、その経過というものも私も関心

事ですので、どのように皆様にお知らせするかということも考えていきたいと思えます。

高橋委員、ちょうど目の前ですので、よろしく願いいたします。

○高橋委員 標準必須特許については賛成です。賛成ですといっても、これで終わりなのもちょっとあれなので、ちょっとしゃべります。

第四次産業革命を見据えた検討委員会の報告書であったり、「知的財産推進計画2017」で標準必須特許の裁定制度導入について検討するというのがあって、4月以降ずっと議論を重ねてきて、その導入については困難という結論に達した。一方で、ガイドラインの作成と判定制度を活用した必須判断を実施していくという方向に切りかえたこれまでの経緯が時系列的に整理されて、端的に分かりやすく、そして丁寧に書かれたものだなと感じています。また、この間、いろいろな議論、意見、さらに懸念等々あったと思うんですけども、それらについても一つ一つ丁寧に取り上げて言及されている点でも、各方面に対する配慮があるんだなというふうにも感じております。なので、私はこの内容でいいのかなと思っています。

さらに、ガイドラインというと、今あったように、欧州がコミュニケーションを出したりというふうに、その方向性としては国際的にもかなったものかなと思っています。欧州のコミュニケーションの中でも特許庁が判定するにはふさわしい候補じゃないかということも書かれたりしていますので、それを日本が率先して実践していくことは非常に意義があるのではないかなと思っています。

第四次産業革命が進んでIoTが普及していくには潜在的な経済効果を日本の経済成長に結びつけていくというのが大きな目的なんだろうと思っています。その中での特許分野における三省の施策は非常に重要な施策であると認識をしています。したがって、今後ともJEITAとしても検討を続けて協力してまいりたいと考えております。

以上です。

○高林委員長 ここには仲裁についての期待のようなものも書かれております。その後、証拠収集のところもそうですが、手続的なところもございまして、山本和彦委員が手続的な専門家として、第一のところについて御意見がございましたらお願いしたいと思えます。

○山本（和）委員 特段のコメントはございません。

○高林委員長 他には、どなたでも結構です。本日、取りまとめというところですので、皆様から御意見をいただいた中で反映させていきたいと思えます。

辻居委員、どうぞ。

○辻居委員 ありがとうございます。順次、簡単にコメントさせていただきます。

報告書の内容について、事務局の方々が短い間にまとめていただいて、内容的には賛成いたします。

1番の標準必須特許をめぐる課題と制度的対応におきまして、標準必須特許の裁定制度については方針変更というのがありましたが、その理由について詳細に記載していただいたので、ある意味、説明責任が果たされているのかなと思います。結論としてはガイドラインの策定ということがございますが、いまだガイドラインを見ていませんので、短い期間で大変でしょうが、しっかりした内容を作っていただきたいと思っております。その際には、標準必須特許の裁定について賛成した産業界の意見もあると思いますので、そういう方々の意見も反映していただければなと思っております。

判定制度を活用した標準必須性の判断については、どのような形でうまくいくのか、私自身よく理解しておりませんが、どういう形で標準必須性の判断が従前の判定の枠組みの中でなされるのか、できるだけユーザーに説明していただければなと思っております。

委員長の話にあった日本知的財産仲裁センターにおいては必須判定の制度がございまして、それなりの料金も取っているようですので、そこではかなりうまくいっているということなので、その判定制度に影響なども考えていただければなと思っております。

3番目の証拠収集手続の強化は特許法改正の目玉ということだと思っております。基本的には訴え提起後に法改正がなされての証拠収集ということに限られておりますので、実務家から申しますと、これは書類提出が認められるか認められないか、あらかじめ相場観みたいのがないとなかなか活用が難しいということがございます。その問題は特許法の改正とは別次元の実務の対応、裁判所の対応が必要になると思いますが、ある意味、相場観といえますか、基準の明確化において実務家としても、この点は更に検討していく必要があるのではないかと考えております。

最後は5番の中小企業の特許料及び手数料の一律半減制度の導入ということで、この導入については全く賛成でございます。ただ、最後にある料金の引き上げという制度、これはやむを得ないと思いますが、日本の制度において特許出願件数なるべく影響を受けないような形で料金の値上げということも考えていただけたらなと思っております。

以上でございます。

○高林委員長 ありがとうございます。

第一のテーマに限らず広く御意見をいただくということで結構ですが、別所委員、必須特許に関して御意見がございましたら、お願いいたします。

○別所委員 まず、この報告書全体について、大変よくまとまっていて賛成です。とりわけ標準必須特許をめぐる課題と制度的な対応については、この委員会でも議論してきた当初の裁定制度の導入についても、様々な困難を指摘し議論してきた結果が丁寧に書いていただいているので、今回の結論は御納得いただけるような内容になっているのではないかなと思います。

先ほど委員長もおっしゃっていましたが、この後のガイドラインの中身が関心事であります、ここについては当委員会の中でも様々な意見が出ておりましたし、公平性、透明性みたいなものをしっかりと担保して、かつグローバルな議論をリードできるようなガイドラインが作れたらなと思っていますので、時間が短い中だと思いますけれども、期待しているところであります。

なお、欧州委員会の内容については当たり障りがないといったら語弊があるかもしれませんが、そういう内容ですので、あの程度のものであれば期待しているものにはならないという感じになりますので、ぜひ踏み込んでグローバルにリードできればなと期待しております。

○川上制度審議室長 欧州のガイドラインのお話がありました。確かに欧州のガイドラインは一般論にとどまっており、標準化団体に対してこういうことをやってほしいという要望みたいな内容でございました。私ども、まとめ中でございますけれども、もう少し踏み込んだ内容ですね、例えば実際にどういう資料を相手方に渡すことが誠実な交渉と認められるとか、料率算定の考え方等について、できるだけ判例等に基づきながら踏み込んだ内容になるように作業を進めているところでございます。

○高林委員長 よろしくお願ひしたいと思います。

私も中国で聞いたところによると、北京の高級人民法院が作って示している基準は、特許権者側に差止請求権が行使できないとするための判断要素として7つ、8つ掲げて、逆にライセンシーのほうの不誠実であるという交渉態度のときに、かなり具体的なものは書かれているなど。中国って、こういうのをボーンと裁判所が勝手に決めちゃうんだという、そこはすごいなと思ったんです。そのようなものが示されていることもありますし、日本が作るものですので、しっかりした負けないものを示してもらいたいなとも思っているところです。

判定とガイドラインが今のところの結論になっておりますが、判定については民間の仲裁センターでの判定との仕分けということも辻居委員が御発言ありました。

杉村委員、何かございましたら。

○杉村委員 これまでの議論を簡潔におまとめいただきまして、事務局の御尽力に感謝申し上げます。

まず、1でございます。日本弁理士会内でも会合を開催し、全体としての方向性、施策については賛成を表明いたします。「裁定」に関しては、皆様が御指摘されていらっしゃるように、標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドラインの作成と現行の判定制度を利用した標準必須判定の運用拡大に方針を変更した経緯がよく理解できるように、これまでの検討経緯等を詳細に記載いただき、ありがとうございます。ガイドラインについては、欧州のコミュニケーションもすでに発表になっておりますが、今回作成するガイドラインについては日本の中小企業やベンチャー企業、そして標準必須特許についてこれまで不慣れであった業界にも分かりやすいガイドラインを作っていただきたいと思っております。

それから、標準必須の判定についてでございます。前回の小委員会でも御説明いただきましたように、私どもは日弁連様と一緒に仲裁センターを運営しております。仲裁センターでは特許発明が標準規格に合致するか否かということを自ら規格書と比較して判断する標準必須判定を行っているわけでございますが、前回の小委員会でも御説明いただきましたように、今回の判定制度を利用した標準必須判定は、仲裁センターのそれとは内容が違って、標準必須規格文書から特定される仮想対象物品等が特許発明の技術的範囲に属するかについての判断を示すということで、特に法改正をせずに、現行の71条を活用するような標準必須判定であるということで理解をさせていただいております。

また、仲裁センターのほうは非公開ですが、今回の判定制度を活用したほうは原則、理由も全て公開というので、仲裁センターが行っている標準必須判定とのすみ分けもしていただいていると理解しております。この標準必須判定については弁理士会内でも様々な意見があり議論いたしました。明確に活用すみ分けができているという理解で賛成を表明させていただきたいと思っております。

それから、グレース・ピリオドの点については、前回申し上げましたように、意匠、そして実用新案も、特許に加えて「案」に明記していただきましたので、この点についてはお礼を申し上げたいと思います。

また、判定における営業秘密の保護については、判定制度における証拠等に記載された営業秘密の部分について閲覧を制限するということが明記されておりますので、より安心して使える制度になっているのではないかと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○高林委員長 佐藤委員が13時45分頃退席されるということでしたが、証拠収集の点などは裁判所が当事者だとおっしゃっていますと、やらざるを得ない立場になろうかと思うのですが、その辺を含めて何か御意見がございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 間もなく退席させていただくということで、若干のコメントをお話ししたいと思います。

まず、1の標準必須特許に関するガイドラインについては、特に裁判所として関心があるわけではないですけれども、こちらに世界の裁判、判例動向整理ということが掲げられておりまして、整理をしていただく上においては、単に結論を整理されるだけではなくて、そもそも法制度として競争法から記述するのか、特許法から記述するのかという点とか、司法制度と密接に結びついている点もありますので、そういうものも考慮に入れていただいた上で整理をしていただければありがたいと思っております。

また、証拠収集手続の強化については、6ページの(1)と(2)については書類提出命令の判断をしやすくなるということで、適正な判断がしやすくなる制度となっているのではないかと思います。また(3)の制度については運用でということで、ここで議論されたことを踏まえて、裁判所としては申立てがないと判断しようがありませんので、様々な工夫がこれから生まれることを期待しているところでございます。

それから、6の判定における営業秘密の保護の制度の趣旨については全く賛成ですけれども、閲覧制限の申立ては裁判でも非常に多く申立てがございまして、実際の申立ては、どちらかというところ、閲覧を制限すべきじゃないところも含めて申立てがあるということもありまして、相手方は余り関心がないという場面もありますので、実際の運用に当たってはきめ細かな運用をしていくことが必要なのではないかとということが裁判の経験から感じているところでございます。

私の意見は以上でございます。

○高林委員長 証拠収集は辻居委員も運用の話でしたけれども、これは申立てがないと運用できないので、まずは申立てがあり、それに対して裁判所が却下するか入れるとか、そういうことが積み重なっていくんだらうと思っておりますので、必要性の観点からでもできる

ということですので、申立人に考えていただくのが先かなというふうに思います。

佐藤委員は退席される時間が近づいておりますが、その他の部分、標準必須特許のところだけでも限らないで結構です、どこでも構いませんけれども、何か御意見が……。

飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員 私も内容については異存ございませんが、新規性喪失の例外期間の延長についてに関連して、アカデミアのユーザーの視点からコメントさせていただきたいと思えます。

今回、例外期間が延長されましたことは国際調和に資するという点で意義があることはもちろんですが、多様な発明を適切に保護するという観点で、特に大学等の研究現場では特許制度についていまだ理解が完全とはいえない事情がございます。またアカデミアの研究活動は研究室ごとに独立して研究活動が展開されますことから、知的財産部門等で研究成果やその発表について完全に把握することは困難で、またそれが現実的ではないという事情もございます。なので、今回の改正に伴って貴重な発明に対する救済というものがより手厚くなるということについて非常に大きな意義があると思ひまして、また感謝をしている次第でございます。

その一方で、30条適用については従前より手続の簡略化というところの要請が現場から非常に多うございます。具体的には、証明書の作成行為はアカデミアの知財部門にとって非常に負担が大きい。特に出願から30日以内にその証明書を出さなければいけないというところについては期間を伸ばすことができないかという要請もございます。あるいは、そもそもアメリカやオーストラリアなどでは出願のときに新規性喪失例外の適用を明示することが不要とされている運用がございますので、そういったことを踏まえて、我が国でも省略できないかといった意見も出ております。こちらについては平成22年度に産業財産権制度各国比較調査研究等事業でも様々御意見が上がっておりますので、そこも御参照いただきたいと思いますところでございます。

また、今回の期間延長に伴い新たに生じる事象として、アカデミアでは通常、出願の直後に学会発表あるいは論文発表がされるケースが多くて、出願の1年後の優先権主張を伴う際に実施例あるいはクレームの記載を追加する場合というものが非常に多うございます。そのため、グレース・ピリオドが12か月に延長された場合には優先権主張の出願の際にも30条適用を受けることとなる可能性が高いということが考えられて、非常に多くの案件で30条適用の可否を検討される可能性が高いということが見込まれています。

以上のところから、グレース・ピリオドはあくまでも例外的な救済措置であるということとは重々承知しているんですけども、今回の改正の趣旨であります多様な発明を保護するためには制度と手続の両輪であることで走行するということが言えますので、手続の簡略化について、今後の課題ということで現場の状況をお示しさせていただきました。

以上です。

○高林委員長 ありがとうございます。

私も学者としてしか知らないのですけれども、権利を有する者の行為に起因して新規性を喪失してしまった場合に求められる証明書の程度というものは、特許庁サイドとしてはどの程度のものを要求しているのでしょうか。それを作成する手続が非常に煩雑であり、大変だという御意見がありました。よろしくお願いします。

○秋田審査基準室長 現在、新規性喪失の例外について提出していただいている証明書の内容は大きく分けて2点ございます。1つはどのような形で公表が行われたのか、もう一つが公表を行った方と発明者、出願人といった権利者との間にどういう関係があるのかということの2点を証明してくださいということでお願いしております。

従前は、証明する上で、例えば学会発表であれば学会の開催者の開催証明とかそういった書類の提出を求めていたんですけども、現在は出願人がこういうところで開催しましたということを書いていただければ、それで十分だという形にしております。また公表者と権利者との間の関係についても、以前は関係者皆さんの署名捺印といった書類を提出していただいていたんですけども、今は出願人のサイドで、こういう関係ですということを書いていただければ、それで十分という扱いになっておりますので、それほど負担が大きいということではないのではないかと考えております。

○小山総務部長 今の点で補足ですが、書類はかなり簡素化いたしました。ただし、簡素化したというのがPR資料では分かりにくくなっております。ですから、今になっても、まだ資料が難しいのではないかとと思われる方が多いので、大幅に簡素化して使いやすくなったということは、更に分かりやすい形でお出ししていきたいと思っております。

○高林委員長 ありがとうございます。

私も早稲田大学の発明審査員をやっていた人間でして、新規性喪失の例外規定、それ急げとやらせていたほうなので、大変身につまされる話であることは分かります。それが1年になるということは、うれしいという反面、その間に何が起こるか分からないので大変不安定であることは確かだと思えますね。そこは早期に出願する、公開前に出願すると

いう大原則の例外だということなので、そこは早稲田大学でも……。とはいつて、科学者はそういうことを知らんという人ばかりなので大変困っているということで、飯田委員の御見解は十分理解いたしますし、特許庁も、その辺を含めて検討もしているし、今後もさらなる検討をしていただければなと思うということです。

金子委員、顔が合いました。

○金子委員 今回の委員会の報告書のまとめについては全ての事項について異論ございません。

ただ、個人的な考えを述べれば、一般論としては、日本が率先して新しい制度を導入し、それを世界に発信していく、さらに、その制度に問題があれば、それを改めていくというやり方も十分あり得るのではないかと思うところがあります。ただ、今回の標準必須特許の裁定制度に関しては、本委員会において、導入に積極的、消極的様々な意見が出た中で、このような形でまとめられたことは、落としどころとしてはこのような形とならざるを得ないのではないかと思います。

それに関連してADRの活用と判定制度の点ですけれども、標準規格に係る判定制度について具体的な制度運用は、これから様々課題もあろうかと思えますけれども、特に国内の関係以上に、場合によっては海外のADR手続との関係で日本の特許との関係がどうかということを判定制度を使ってというあり方もあり得るかもしれませんので、そういった意味での活用の可能性もあるのかもしれません。

また、紛争解決におけるADRの活用という点については、今後、場合によっては、例えばADRの中で特許の有効性をどう扱うのか、具体的な問題等もあるかもしれませんので、運用状況を踏まえて、引き続き適切な対応を検討していただければと思います。迅速な紛争解決という点ではADRという点が非常に効率的である一方で、例えば瑕疵のある特許が放置されるような状況というのも、それはそれで問題もあろうかと思えますので、総合的な考慮を含めて検討していただければと思います。

このような形で、当面標準必須特許をめぐる紛争がうまく解決できていければ、それでよいと思うわけですが、どうしてもうまくいかないということが出てきましたら、場合によっては、改めて差止めの制限なども含めた検討も必要かと思いますが、現時点ではこのようなまとめでよろしいと思う次第であります。

○高林委員長 国井委員、お願いします。

○国井委員 今のお話とも関連するんですけれども、ガイドラインで進めるということが

現実的というか、実効性が高いということで、そういう方向はあると思いますので結構なんですけど、先ほどから御指摘ありますように、ガイドラインの中身が重要ということで、そうすると、策定のプロセスとか、最初からパーフェクトなものができるわけではないと思いますので、改善していくプロセスが極めて重要だと思いますので、そこをどうされるか。その実効性がちゃんと効いているというところをいろいろなデータで指し示していただきたいというか、ウオッチしていただきたい。スピーディに実施ができ、インダストリー4.0につながる世界が実現できるということが一番のポイントだと思いますので、スピードとかライセンス料がリーズナブルで、うまくいっているかどうか、こちら辺は何らかのKPIをもってウオッチしていただきたい。その仕掛けをよく考えていただければというふうに思います。ぜひ実効性を……。

○高林委員長 大変いい御質問だったなと思います。この報告書にも「随時改訂が行われ、生きたガイドラインであり続けることが望ましい」とあるんですけども、望ましいというより主体的に作っていくほうは特許庁だろうと思うので、今言ったように、運用の実態をどのように把握し、さらに改善するときに、どのように改善していくのかという、その辺の決意表明がございましたならば、お願いしたいと思います。

○川上制度審議室長 今回、ガイドラインを策定するに当たりまして、国内外から非常に多くの御提案を募集させていただいて、それを踏まえて作っているということでもあります。また報告書案のところでも記載ございましたけれども、今後とも随時改訂が必要だと思っております。最初から完璧なものができるかということもございすけれども、いろいろな状況の変化もございすし、作った後もいろいろな形で多くの方々とコミュニケーションをとりながらリバイスしていく過程が重要ではないかと思っておりますので、きちんと成果をフォローアップしながら改訂に反映していきたいと思っております。

○高林委員長 改訂の手続の明確性といいますか、そういう御質問もあったと思うんですね。どのような手順で改訂が行われていくのか、審議会場でそういうものを示され、私たちがそれを審議する場ではないとしても、どういうものが作られるのかなということ把握しながら作られていくものだと思います。改訂する手続も特許庁の内部でやっていくだけのものなのか、公開性、公表されるようなものなのか、そこを確認したいと思います。

○川上制度審議室長 今後の手続をどうするかというのは、今後よく検討していきたいと思っておりますけれども、まさに小委で御検討いただいている内容とも密接に関連する部分でございますので、皆様方ともよく情報を共有しながら、しっかりとやっていきたいと

思っています。

○高林委員長 ということだそうでございます。

他にはいかがでしょうか。

私からも質問したいんですけども、この4ページに、先ほど山本和彦委員にも御質問したところですけども、国際仲裁についても必要性が提示されており、紛争解決として、「国際仲裁の利用促進が図られることが期待される」ということで終わり、最後の末尾に標準必須特許判定とガイドラインのことが触れられているわけです。国際仲裁については、我々は傍観者として期待するというのにとどまっているものなのか、もうちょっと積極的にやろうということはないのかという、そこを確認したい。これは私の個人的な興味でお伺いするということです。

○川上制度審議室長 国際仲裁の活用については、前々回、高橋委員からプレゼンテーションいただいた中にも入ってございましたけれども、国際仲裁を使うことで国際的な執行もできますし、多くの特許権を含むような訴訟については一回的な解決も可能であるということで、その活用が進むということは、特に標準必須特許の紛争については一つの有効な策ではないかと考えております。これを具体的にどういう形で進めていくかは、これからいろいろな方のお話を聞きながら具体的に考えていきたいと思っています。

○高林委員長 無茶ぶりしているような感じがすみません。越権だったかもしれませんけれども、私の個人的な希望を述べさせていただいたということです。

中小企業向けの知財紛争処理システムという2番についてはいろいろ検討したと、特許庁独自で何か作っていくか、また民間のものに助力していくかということも検討したけれども、今回は手をつけずにということで終わっておるわけですが、長谷川委員、それについては御意見がございますでしょうか。それだけではなく、他のところでも結構です。

○長谷川委員 全体として、このまとめの方向性には賛同するんですけども、今の件に関しては、さらに検討して中小企業に利用しやすいものになっていただけたらなと思います。

その他にも、全体を通して中小企業に関係のある変更で見直しが多いので、この取りまとめだけではなく、実際に利用する上において分かりやすい、利用しやすいような広報活動といえますか、末端まで伝わるような方法をいろいろ考えていただいて、たくさんの中企業が使えるような仕組みにしていきたいと思っています。

以上です。

○高林委員長 ここについては手を挙げたんだけど、余り成果が出ていないなという感じが私もしております。杉村委員など、その辺はいかがでしょうか。調停とかその辺について、一時大分検討したようにも思いますが、他の機関との調整とかそういうところから、あえてこちらが主体的にということは撤退したような感じになっておりますが。

○杉村委員 特に、中小企業にとって紛争が解決しやすいシステムを構築することは非常に重要なことだと思っております。昨年の6月にも議論させていただき、その中の一つの議案として、この議題が上がったわけですが、改革・解決していかなければならない事項が多くあったと思っておりますので、現時点におきましては、ここに記載されているように、ADR制度の活用を進める方策の検討を、今後の状況を注視しながら進められることを期待したいと思いますので、「案」に記載されているこの結論については、日本弁理士会としては賛成をさせていただきたいと思っております。

今後、知財を取り巻く状況が変化していく上で、また第四次産業革命がますます進み新たなイノベーションが生まれていく中で、今回導入する標準必須特許について種々の制度等の活用状況等をみながら、中小企業にとって、どのような観点で、紛争処理を迅速に解決できるようなシステムの構築が必要であるかについてはウォッチングしていただいて、しかるべきときに検討をあらためて進めていただければと思っております。

○高林委員長 中小企業ということでしたけれども、労働者団体の視点も大切かと思えます。春田委員、何かございましたら、全体的なことでも、どこでも構いません。

○春田委員 全体的な取りまとめについては、先ほど来あるとおり、私としても、よく取りまとめられたなと思っているところでございます。

コメントを若干させていただきます。標準必須特許のところ、裁定制度については様々な課題もあり、導入が困難であるという判断については同意するところでございます。先ほど話があるとおり、今後、ガイドラインの策定については分かりやすく、実効性を担保するようなものとしていただきたいなと期待しております。

それから、働き方という部分で少し話させていただきます。企業の特許戦略は大きく変化しているということと、特許をめぐる権利関係が増えてきている、また複雑化している。この中で、これに対応できる体制整備は引き続き検討していく必要があるのではないかと思っております。特許人材の育成であったり、人的な補強、技術革新に伴うAIの導入等々、そういったことも体制整備の中で検討していったらどうかなと思っているところでございます。

それから、3. 証拠手続の簡素化についても同意しているところでございますが、若干気になる点が1点ございます。公正・中立な第三者である技術専門家の関与について、必要性については理解しておりますけれども、公正・中立性というところをどのように判断していくのかというのは少し懸念が残っているところでございます。

それから、5. 中小企業の特許料及び手数料の軽減制度についてということで、これも中小企業の活性化につながると前向きに捉えているところでございます。その施策効果がどうなのかというのをきちんと検証して、定期的に見直しが必要であれば見直ししていくことも重要ではないかということと、先ほど話があったとおり、制度の周知徹底が非常に重要だと思っております。ホームページに載せるということだけではなくて、よく言われるプッシュ型の周知の方法ですね、こういったことも考えてみてはどうかということでございます。

○高林委員長 ありがとうございます。

佐藤委員が退席されてしまったので、公正・中立な専門家というものについて、専門委員を視野に入れておりますし、専門委員といっても公正・中立という当事者対立構造にあるときに、公正・中立なものを選任というものを裁判所が間に立って公正・中立と当事者が評価される専門委員の選任というものをやっているのだらうと思っておりますし、守秘義務等々の問題もあり、この報告書では専門委員というものを視野に入れているということで、その中から裁判所主導で当事者に納得のいく専門委員を選任していくという手続が想定されているわけですね。

○川上制度審議室長 まさに委員長がおっしゃっていただいたとおりでございますが、民事訴訟法の専門委員を活用するという趣旨でございますけれども、民事訴訟法の中で、専門委員については、御指摘のあった秘密保持義務ですとか、あるいは除斥・忌避の規定とか、そういったものも入ってございますし、専門委員が選任される際には当事者の意見を聞いてというプロセスがございますので、こういったことから専門委員とすることで公正・中立性が担保できるのではないかと考えています。

○高林委員長 ありがとうございます。

プッシュ型という話もありましたが、ネットで表示していても誰も見ないということがあり、もっと積極的に行動しないと広報はできないようにも思うわけです。中小企業の手数料の半減とか、そういう制度の広報はどのようにしようというふうになっているのか、ちょっと御説明があればお伺いしたいと思います。

○戸高総務課長 中小企業の料金を初めとして、様々な支援策がございます。まず、中小企業の料金に関しましては今回、値下げということを検討しておりますけれども、その詳細も含めて、今はホームページですとか、パンフレットなどで広報させていただいているんですけれども、加えて、現場には産業財産権専門官という私どもの専門の職員がおりまして、中小企業の現場のところに実際に伺っていろいろな説明をしたりということもございます。

それから、知財総合支援窓口を各県に設けておりますので、そこで情報提供をしっかりとやっていく。また弁理士会、商工会議所といった関係団体ともしっかりと連携しながら、プッシュ型というお話もございましたけれども、そのコンテンツもしっかりと工夫して、またホームページの見直しも考えておりますので、これらのことも含めて、しっかりと周知徹底していきたいと思っております。

○高林委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

山口委員。お立場として新規性喪失の例外規定等々も関係あるかもしれませんし、どこでも結構ですが、何かございましたらば、お願いいたします。

○山口委員 この見直し案の方向性あるいは記載内容については、これでいいのではないかなと思っています。特に一番問題となっておりました標準特許をめぐる制度的な対応については、裁定制度の導入についてはとりあえず見送るということで、製薬協としても、この方向性でいいんだろうと思っています。ありがとうございます。

1点、質問といいますか、何か御意見があったら教えていただきたいんです。5番目の点でしたでしょうか、中小企業の特許料金の半減の件です。最後の1行の中で、いわゆる減収見込みとの割合で特許料金の引き上げ予定だということなんですけれども、半減することによって、どの程度利用が増加されて、どの分、特許費の値上げという形で跳ね返ってくるのか、何か見通しなり現時点でのお考えがありましたらお聞かせいただきたいんです。

○戸高総務課長 まさに大事な点でございまして、中小企業の料金を下げることで中小企業の出願が増えるということも期待されるわけですけれども、周知徹底も含めたところによっているということで、出願がどれくらい増えていくかというのを、これだという予測はなかなかしづらい。

また、先ほど辻居先生からもお話がございましたけれども、その分の値上げということになった場合に、この値上げ幅が大きければ出願への悪影響というところが出てくること

が考えられますので、なるべく減少幅を少なくするような検討をしております。ただ、これも出願人の方々の様々な判断によってくるところがございます。過去、16年に審査請求料を2倍に上げまして、また23年に25%審査請求料を下げまして、特許料を27年に2割下げしておりますので、そういったところの状況もしっかりと分析をしながら考えていきたいと思っております。慎重に、そこをしっかりと考えたいと思っております。現在、まだ検討中でございます。

○山口委員 ありがとうございます。

○高林委員長 分かりました。そういうことですので、中小企業がどんどん出願して半額になると、どんどん高くなるかもしれないということかもしれません。その辺はいろいろ考慮していただけるということのようでございます。

順番という意味でお願いしているわけではございませんけれども、最後、蘆立委員が残っておりますので、何か御発言があれば……。

○蘆立委員 報告書のほうは議論を簡潔にまとめていただいて賛同いたします。

ただ、もう既に先生方から御意見が出ているんですけども、中小企業向けの施策について今回の報告書で幾つか入っておりますが、特に5ページなんかにありますADRは有効であるということにはなっていますけれども、今後の利用の促進に期待するという形で終わっています。今回の委員会の中でもADRは余り活用されていないという実情についての御紹介もあったように思いますので、そこら辺の理由を今後、引き続き探っていただく必要があるのではないかと思います。

それから、先ほど広報の重要性について御指摘ありましたけれども、広報の中でも、出願のときの制度はこれですというように、個別の制度ごと、改正ごとに広報を行うというよりは、出願のときにこういう手続をとれる、とったらこういうメリットがある、トラブルが起きたときにはこういう形での解決策もあり得るといった形のパッケージで御提示していただいたほうが利用される方としては非常に分かりやすいのではないかと思いますので、その点も御配慮いただいた形で広報していただければいいのではないかなという印象を持ちました。

以上です。

○高林委員長 先ほど地方に相談窓口のようなものが出たということでしたけれども、蘆立委員がおっしゃったようなことの対応というのは……。

○戸高総務課長 ワンストップ窓口と申しまして、知財総合支援窓口で、中小企業の方を

中心に、こういうことを考えている、こういう相談があるということについて、一旦そこで受けることになっています。そこで、出願の時の手続や、料金など、いろいろな相談については一通りお答えをする仕組みになっております。ただ、そこで専門的な御質問が出てきた場合には専門的な部署につなぐという連絡体制が出てきております。それは一応ございますけれども、今お話があったようなパッケージで情報提供する体制は大切ですので、改めて、そこもしっかりと見ていきたいと思えます。

○高林委員長 いろいろな組織がいろいろなことをやっているんだけど、全体がなかなか広がっていないということがあるのかなと思えます。

辻居委員、どうぞ。

○辻居委員 今の点、特許庁の知財総合支援窓口ですね、かなり充実して現場に根ざしたものだと思っております。私が理解する限り、そのときも知財総合支援窓口と日本知的財産仲裁センターが連携できればというような期待を持っていたんですが、その辺が②のあっせんということに絞られてしまって、その話が頓挫した感じがあります。私自身、ADR機関が活性化すると日本知的財産仲裁センターとしては知財総合支援窓口とうまく連携できればいいなというような話は聞いておりますので、その点、ぜひ御配慮いただければと思っております。

以上でございます。

○高林委員長 そうですね。その辺も引き続き、ADRといいますか、訴訟外の紛争処理、事前紛争防御のようなところですね、できればなというふうに思えます。

○小山総務部長 中小企業の話がありましたので、そこについて1点だけコメントさせていただきます。

中小企業は日本全体の付加価値生産額の半分以上を占めています。先ほど15%という数字を申し上げましたが、なかなか難しいのですが、この4年間で11%から15%にかなり大きく中小企業の割合が増えております。幾つかの理由があります。各県に置きました総合支援窓口のPRとか、巡回特許庁、今年は10数か所で行って、できるだけ皆さんに知っていただく努力をしております。併せて、それは知財だけの問題ではなくて、力を入れておりますのが金融とかその他販路開拓などを支援しております、よろず総合支援窓口という、これは中小企業基盤整備機構でやっておりますが、そこと一緒になって、場所も非常に近いんですが、知財の使い方だけではなくて、その後のところまでいかにつなげていただくかと。

さらに、お話ありました紛争処理についても、そういう問題がありましたら、総合支援窓口でちゃんと対応ができるように私ども考えてまいりたいと思いますし、先ほどもお話ありました使い勝手ということで、ホームページなんかにも実際にお手伝いしている方、または申請する方等々について、できるだけ分かりやすく直していきたいと思っております。これは間もなく実施していくということで準備をしております。

いずれにしても、使い勝手をよくするように引き続き特許庁挙げてやっていきたいと思っておりますし、関係団体とともに、併せてやってまいりたいと思っておりますが、よろしく御支援のほどお願いいたします。

○高林委員長 ありがとうございます。

2のテーマだけですと撤退しちゃっただけという感じでしたけれども、引き続き、いろいろな組織、手段などを使って、そのような支援というものもやっていこうということが特許庁からも示され、皆様からも期待が述べられているということですから、このテーマは忘れてはならないものだなと思うところです。

一通り皆様から御意見を伺いましたけれども、まだ時間もございますので、何か御意見ございましたならば、お願いいたします。いかがでしょうか、しゃべり足りないという方は。萩原委員がしゃべり足りなさそう。そんなことはないですか。

○萩原委員 相当しゃべらせていただきまして、ありがとうございます。事前説明を受けさせていただいて、かなり申したいことを申し上げまして、それをかなり取り入れていただいておりますので、これ以上、ございません。

○高林委員長 他に何か御意見はございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

そうしますと、1時間弱、皆様から事務局が示しました案について御検討いただきました。引き続いて、さらにこの辺は検討してほしいという御意見もございました。ということですが、この方向性について根本的に修正すべきだという御意見はなかったと思われま。また修文のところですね、言葉について、さらに成案としてパブリックコメントに付するに当たっては私と事務局とで相談の上、分かりにくいところを分かりやすくするとか、その点の手を入れるということはあろうかと思いますが、今示された案ということで取りまとめるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○高林委員長 ありがとうございます。

それでは、このような案を案としてではなく、今後パブリックコメントに付したいと思

いますので、スケジュールについて事務局から御説明をお願いいたします。

○川上制度審議室長 本報告書案については今後、しかるべき期間を確保いたしましてパブリックコメントに付したいと考えております。パブリックコメントを踏まえた報告書の取りまとめ方法については委員長と御相談の上、追って皆様に御連絡させていただきたいと思っております。

○高林委員長 ありがとうございます。

3. 閉 会

○高林委員長 先ほど萩原委員からも御意見がございましたパブリックコメントを付した結果、どのようなパブリックコメントがつけられたのか、またガイドラインについては年初ということで取りまとめ、さらに、今回のパブリックコメントとは別に、ちょっと遅れて行われるんだろうと思っておりますが、パブリックコメントに付する前であろうかと思っておりますが、ガイドライン、どのようなものを示すことになっているのかということは、私としては皆様と意見を共有したいと、連携を共有したいと思っておりますので、その点も含めて今後の進行については私のほうで事務局と相談の上で考えたいと思っております。以上でよろしいでしょうか。

本日は1時間半という時間でしたけれども、実りのある御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。